東武動物公園駅東口通り線(2工区) 事業説明会

令和6年9月21日 10:00~ ココティすぎと 会議室



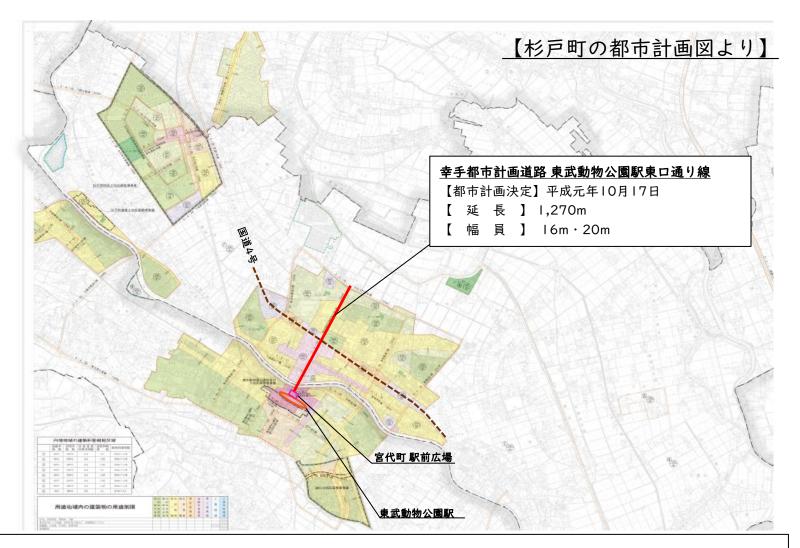


東口通り線完成イメージ図

埼玉県 杉戸県土整備事務所

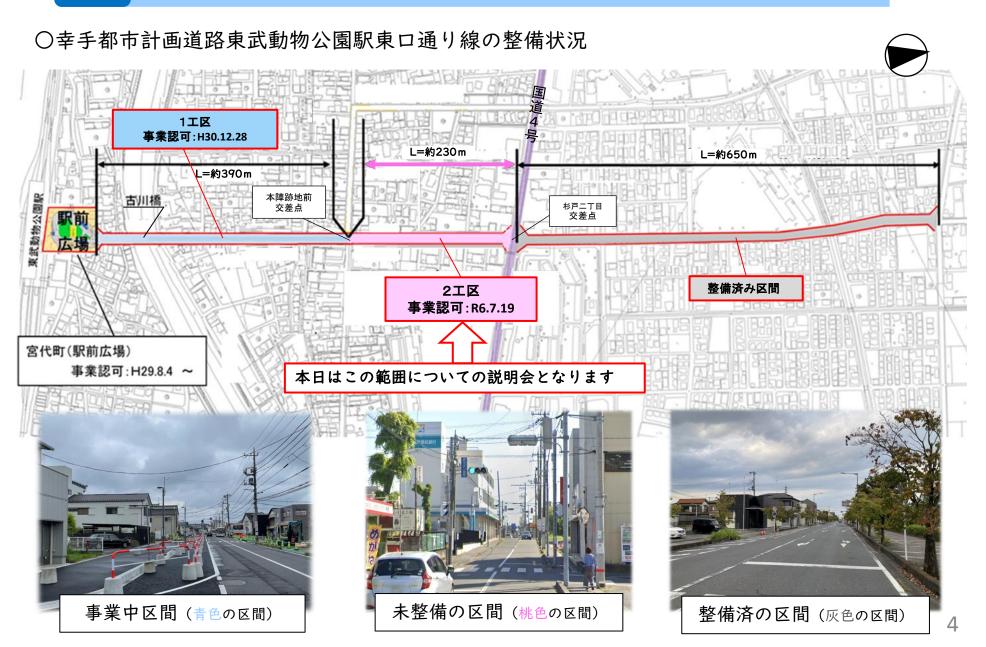
本日の説明内容

- 1. 幸手都市計画道路東武動物公園駅 東口通り線について(P.3~)
- 2. 事業認可について (P.5~)
- 3. 今後のスケジュール (P.II~)
- 4. 用地測量について (P.12~)
- 5. ご協力のお願い(P.16~)

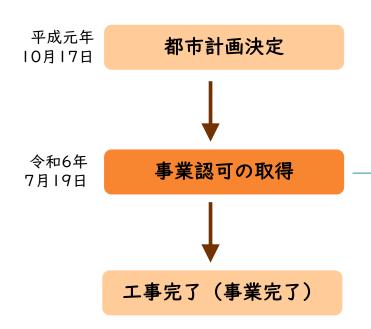


都市計画図・・・都市計画の内容を示した地図 (用途地域や地区計画、都市計画道路等の都市施設、土地区画整理事業などを表示)

幸手都市計画道路東武動物公園駅東口通り線について



2 事業認可について



○事業認可(都市計画法第59条)

都市計画道路の整備を行うにあたり、

埼玉県が国土交通大臣の認可を受けて事業をすること。

【事業の名称】 幸手都市計画道路事業3・4・54東武動物公園駅東口通り線

【施 行 者】 埼玉県

【事業計画】 事業地

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目地内

設計の概要

起点 埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目 | 3 - | 2 地先

終点 埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目7-3地先

延長 230. 0メートル

幅員 20メートル

車線の数 2車線

事業施行期間

自 令和 6 年 8 月 6日

至 令和 | 3年 3月3 | 日



未整備区間の現地の状況について

- ・道路の歩道が1mほどしかないため、歩道上での人の行き交いができず、 歩きやすい道路空間とは言えない状況です。
- ・杉戸二丁目交差点との本陣跡地前交差点に右折帯がなく、右折車があると 渋滞が発生します。
- ・道路に電柱が多数あり、災害時には電柱が倒壊し緊急車両等の通行に支障が 出る可能性があります。

歩道の状況

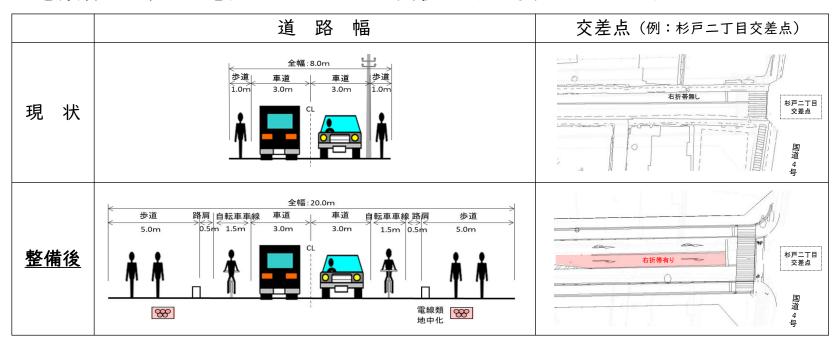


交差点の状況



整備内容について

- ・歩道の幅員を5mに広げ自転車レーンを設置することで歩行者と自転車を分離し 安全で快適な歩行空間を確保します。
- ・杉戸二丁目交差点と本陣跡地前交差点に右折帯を整備し渋滞の改善を図ります。
- ・電線類を地中化し電柱をなくすことで災害に強い道路になります。



建築等の制限(都市計画法第65条)

事業で必要となる土地に<u>施行の障害となるおそれがある</u> 行為を行う場合、杉戸町長の許可が必要となります。

<u>施行の障害となるおそれがある行為</u>とは

- ①土地の形質の変更
- ②建築物の建築
- ③その他工作物の建設
- ④移動の容易でない物件の設置若しくは堆積

原則としてこれらの行為は不許可となります。

土地建物等売買の制限(都市計画法第67条)

事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、事前に 予定金額、買い主等について、書面で施行者(埼玉県)に届出が 必要になります。

⇒届出後、埼玉県は30日以内に買い取るかどうかを通知します。 それまでの期間は、当該土地建物等を譲り渡すことができません

埼玉県が買い取る場合

売却予定金額に相当する代金で買収

埼玉県が買い取らない場合

売却が可能

※届出なく売却した場合は50万円以下の過料(都市計画法第95条)

事業用地にかかる土地をご売却のご予定がある方は 事前に**杉戸県土整備事務所へ**ご相談ください。

事業認可について

事業内容や法令の制限等を記載した周知看板を事業地内に設置します。

看板のイメージ

お知らせ

「毎年銀行計画返募業業 - 4 - 5 49世熱的公園即東に通り組)の下回の範囲については、今和6年7月19日に国土交通機関 地方強備長より銀行計画を表写の展発を印め、技艺に乗り、銀行計画事業の起回を受けましたので、同志第6 6 部により土地所有者及 び関係人の機能に次のとおり層のいたはます。

58

 都市計画事業の種類及び名称 幸手都市計画道路事業3・4・54東武動物公園駅東□通り線

2. 施行者の名称 埼玉県

 事務所の各称、所在地 埼玉県杉戸県土整備事務所 杉戸町大字杉戸432

 事業地の所在 杉戸町杉戸二丁目地内

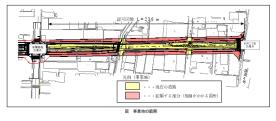
5. 都市計画事業認可に基づく規制等

- 当該事業地内 において、都市計画事業の施行の辞書となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築等について は、杉戸町長の許可を受けなければなりません。(御市計画主第 65 県)
- 当該事業地内の土地建物等を有償で譲り遅そうとする者は、当該土地建物等の予定対価の額等を将玉県へ翻り出なければなりません。また、届出のあった日から、30 日以内に、埼玉県が開出をした者に対し組跡土地維制等を買い取る旨の活即をしたときは、埼玉県と間出をした者との間に、周出書に記載された予定対価の額にお出する代金で、完賞が成立したものとみなされます。(第4所計画主義 50 余)
- 都市計画事業については、土地収用法が適用されることから、土地収用法上の認効果が発生します。(都市計画法第70 系)

6. 事業地の範囲

右図のとおり

なお、事業地の評価については、上記事務所及び杉戸町役場において雑覧しております。



O関係着各位

都和十画事業の認可がなされると、告示の日から 漢 1年を経過するごとに土地収用法上の「事業の認定の告示」が新たになされた ものとみなされることになっております。

したがって、本事業においては、令和6年7月19日(以下、「告示の時」という。)を整準として土地収用法上の種々の規定が適用 されることになっております。

この基下的なされますと、当該等集界的に対する結構情の意実は、告示の時の指格を影像として、契切時点の信託を設定するとも に、土地所有機等は土地の収取取及は使用の続決を申請するよう均五用に請求でき、また、その土地の機関金を対ようよう併せて請求 できるなどの効果の発性します。

土地収用法に基づく内容

- O 土地代金等の土地に関する補償金は、この告示の時における土地の価格を基準として、買収時点の価格を算定します。
- O この告示があった後、土地又はその土地にある物件に新たな権利を取得されても、原存の権利を承継された場合を除き値度を受けることができません。
- この告示があった後、杉戸町長の許可を受けないで土地の形質を変更されたり工作物の新築場改築等をされても、それについて 補償されません。
- 明連載決の申立ては、土地所有者及び関係人が罕期に移転を希望されるときなどは、直接埼玉県収用委員会あてにすることができます。

また、これらにつきまして、ご不明な点がございましたら、下記の連絡先までお問合せください。

く関金分生>

埼玉県杉戸県土整備事務所 道路施設担当

電話 0480-34-2381



埼玉県

3

今後のスケジュール

年度ごとの工程(予定)



○埼玉県と杉戸町の役割分担

埼玉県・・・事業全般(工事関連)

杉戸町・・・用地関連

※事業の進捗により変更となる場合がございます

【目的】

用地測量は、**道路を整備するために必要となる土地の範囲** について、**面積を測定**するために行うものです。

大まかな流れ

測量作業の実施



資料作成

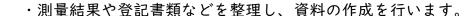


立 会(14ページ)



図面作成、境界杭等の設置 (15ページ)

・現地で測量機械を使用した作業を実施します。皆様方の 敷地内に立ち入りさせていただく場合がございますが、 その際はお声掛けいたします。



・皆様方の土地の範囲を確定させるため、隣接地との土地の境界について、 現地で立会いをお願いいたします。

立会いの際は事前にご都合の良い日時をお伺いした上で日程を調整させていただきます。

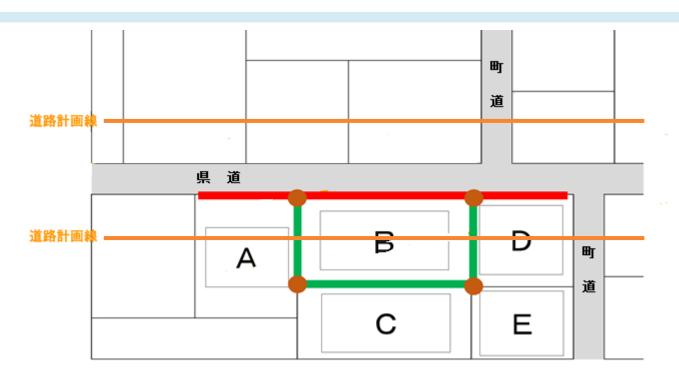
・立会いただいた結果をもとに、道路用地として取得させていただく土地の 面積を測定します。現地には境界が分かるよう杭や鋲を設置します。



立会について

道路用地としてお譲りいただく土地について、土地の範囲・面積を確定するため、 **隣接する全ての土地との境界を確認**する必要があります。

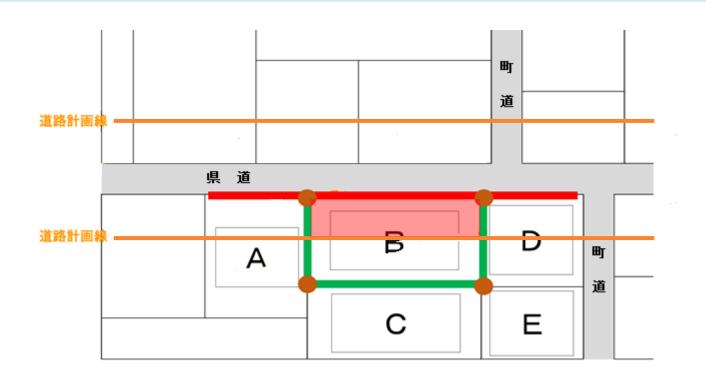
Bさんの土地を例にした場合、Bさんに加え、道路管理者(埼玉県)、Aさん、Cさん、Dさん、Eさんに立会いしていただき、境界の確認を行います。



図面作成、境界杭等の設置

Bさんの土地の範囲が確定した後、道路用地として取得させていただく土地 (赤着色の範囲)の面積を測定します。

取得させていいただく面積と残る土地の面積を精査し、図面の作成をします。境界には杭や鋲を設置します。



用地測量を行う測量会社の紹介

用地測量は、専門の測量会社が実施します。 測量会社の担当者は、県が発行する 「身分証明書」を携帯しております。

今回、用地測量を 埼玉測量設計株式会社が行います。 第 9999 月 身 分 証 明 書
氏名 杉戸 太郎 (S99年9月9日 生)
動務先 埼玉測量設計株式会社
住 所 さいたま市浦和区北浦和一丁目6番15号1階
街路整備工事
(東武動物公園駅東口通り線・用地測量業務委託)

上記の占は、埼下県施行の標記委託業務に従事する占であることを証明する。

有効期間 令和6年 9月 9日 から令和6年 3月31日 まで発 行 日 令和6年 9月 9日 埼玉県杉戸県土整備事務所長

身分証明書のイメージ

会社名 : 埼玉測量設計株式会社

担当者 :小山(こやま)、並木(なみき)

調査時期:令和6年I0月~令和7年3月(予定)

電話番号:048-686-7222

土地・建物の所有権登記について

道路用地の取得をさせていただく際には、土地・建物の登記資料(登記簿謄本)に記載されている名義人様 との契約が基本となります。

もし、被相続人の方のままの登記などがありましたら、所有権移転登記のご対応を 早期にお願いいたします。

※法務局 資料より一部抜粋 (登記簿謄本 参考)



相続登記が完了しているか ご確認をお願いします。

問い合わせ先

【事業全般に関すること】

埼玉県 杉戸県土整備事務所 道路施設担当

TEL: 0480-34-2120



【土地・建物(用地取得)に関すること】

杉戸町

市街地整備推進室

TEL: 0480-33-1111





ご清聴ありがとうございました。